き継ぐものとする。

協議第29号

れました。 については、次のとおり提一部事務組合等の取扱い 一部事務組合等の 取扱いについて

2 き継ぐものとする。 し、その事務は、新市に引 期日の前日をもって脱退 当組合については、合併の 奈川県市町村職員退職手 模湖町が加入している神 機関等の共同設置の取扱 城山町、津久井町及び相 一部事務組合の取扱い

の事務は、新市に引き継ぐ 合併の期日の前日までに 護認定審査会については、 ている相模湖町・藤野町介 廃止し、相模湖町に係るそ 相模湖町が共同し設置し

3 (1) 事務の委託の取扱い 市に引き継ぐものとす 廃止し、その事務は、新 の期日の前日をもって 会事務については、合併 委託している公平委員 相模湖町が神奈川県に 城山町、津久井町及び 公平委員会事務委託

公共下水道使用料徴 城山町、津久井町及び

道使用料徴収事務につ委託している公共下水 事務は、新市に引き継ぐ 日をもって廃止し、その いては、合併の期日の前 相模湖町が神奈川県に

開発公社に引き継ぐもの 併の期日の前日までに解 町開発公社については、合 れている財団法人津久井 散し、その事務及び財産 置されている土地開発公 社及び津久井町に設置さ 城山町及び相模湖町に設 土地開発公社の取扱い 新市及び相模原市土地

る民法法人・商法法人等に る相模原市土地開発公社 相模原市に設置されてい については、新市において 存続するものとする。 第3セクターの取扱い 相模原市に設置されてい

ついては、新市において存 続するものとする。 相模湖町に設置されてい

併の期日の前日までに解 散する方向で調整する。 境整備公社については、合 る財団法人相模湖周辺環

協議第30号 清掃事業の 取扱いについて

 \Diamond

ては、 清掃事業の取扱いについ 原案どおり決定されま 次のとおり提案さ

るものとする。 を見直し、制度の統合を図 行の一般廃棄物処理計画とする。なお、合併後、現 まま新市に引き継ぐもの ては、原則として、現行の 清掃事業の取扱いについ

の制度を基本に統合を図 た中で、段階的に相模原市 とし、地域の特性を勘案し ついては、当面現行どおり ごみ及び資源の収集等に

> 2 集については、合併後速や 行うものとする。 かに、収集体制の見直しを し尿及び浄化槽汚泥の収

3 ごみの焼却施設及びし尿 施設全体の配置計画を策 後速やかに、新市における 面現行どおり稼動し、合併 の処理施設については、当 定するものとする。

として、合併時に統合を図 原市の制度を基本に、原則 び手数料については、相模 るものとする。

協議第31号

取扱いについて 消防業務及び消防団の

扱いについては、 定されました。 り提案され、原案どおり決 消防業務及び消防団の取 次のとお

2 指令システムを統合する。 とし、新市において早期に 9番通報の受信について ものとする。 ただし、11 常備消防制度に統合する ては、合併時に相模原市の は、合併時に相模原市の消 は、合併時には現行どおり 消防団の取扱いについて 消防業務の取扱いについ

できるよう調整する。 の現状を考慮しつつ新市 るが、津久井地域の消防団 防団に統合するものとす

協議第32号 防災事業の 取扱いについて

清掃事業に係る使用料及

局から報告がありました。 次の項目について、事務

いて (B・Cランク) その 各種事務事業の取扱いにつ

取扱いについて、報告があ50項目の各種事務事業の 専門部会で協議された約2 業一元化の基本方針を基に、 第6号で決定された事務事 りました。 第2回合併協議会の協議

定数特例を適用し、

定数51人に決定

津久井郡一部事務組合解散 協議会における協議状況等 について

城山町、

津久井町、相模

され、合併特例法による定

数特例を適用し、定数51人

一般選挙)とすることで決(合併時と合併後の最初の

員会 (第7回)」が9月19

員の定数等に関する検討委

期等に関して検討を行う

合併後の議員の定数や

う意見で変わりない。

日(日)けやき会館で開催

湖町及び藤野町で組織する 相模原市との合併協議を機 って解散すること、相模湖 消防、救急業務などを実施) 広域行政組合 (ごみ処理、 状況等について、津久井郡 に、関係団体の理解を得て、 モーターボート競走組合は、 部事務組合の解散協議の 合併の期日の前日をも

原案どおり決定されました。 て、次のとおり提案され、 防災事業の取扱いについ

域防災計画を策定する。 を目途に事業の根幹となる地 統合する。また、合併後3年 たさぬよう相模原市の制度に は、災害時の対応に支障をき 防災事業の取扱いについて

主な意見・質疑応答

城山町委員 く早い時期に統合願う。 となっているが、なるべ 設について、5年を目途 防災情報用施

 \Diamond

の実施について

ト及びパブリック・コメン

イザーから一言い 会議閉会にあた

城山町委員 定数特例とい とで承認されました。 原市の制度に統合する」こ 調整方針を「合併時に相模 員報酬等及び政務! 事業一元化につい とされました。ま ては、 た、 調査費の 事務 議

検討委員会

議員の定数等に関する

相模原市委員 相模原市委員 津久井町委員 範囲内で検討すべきであの数字を使って、56名の相模原市委員 法定の最大 意見を取りまとめた。 でお願いしたい。 してきたとおり定数特例 今 定 まで発言 数特例で

相

模

湖

町

1 人

相模湖町委員 ることと、 討の結果、 を得ない。 点から、定数特例でやむることと、行政改革の観 人を要望してきたが、 編入 また、 合併であ まで2 地域自 検

め、民意を反映する制度と 伴う住民不安を軽減するた

して地域自治区等を設け、

の議会議員の急激な減少に 定されました。なお、3町

協議会会長へ要請すること

退し、合併の期日の前日ま ターボート競走事業から撤 平成17年3月をもってモー 議されていると報告があり でに解散することなどが協 シンポジウムを欠席すると ありき」と受け取れ ンポジウムの内容が「合併 おり報告がありま. トの実施について 小林副会長

から、シ報

自治を大切にする方法田アドバイザー 小さ

次のと

るため、

していこうという議論が

地域自治区を整備

の報告がありました。

よって新しい自治の世界原市民にとっても合併に高まってきている。 相模

シンポジウム

その他

身近なサービスと負担 (事 務事業一元化の中間報告)

開催 (1面を参照してくだ10月16日、20日、23日に

ることが報告されました。 議会だより等でお知らせす とめ中間報告が作成された ことと、この内容を合併協 ・報告してきた内容等をま 第6回協議会までに協議

> づくりの将来ビジ 作為抽出)を対象

ョン (素

ジウムに欠席するとのこ

参加して意見を

小林副会長は、

シンポ

満18歳以上の1

に_「まち 万人 (無

るූ

アンケート

のではないかと感じてい実させていく必要がある権化ということを今後充行政の分権化、市民の分を開く良い面でもある。

及びパブリック・コメント シンポジウム、アンケート シンポジウム、アンケー

で実施(1面を参照してく

方があった方がおもしろいかと思う。多様な考えたすことになるのではな話に応え、説明責任を果話された方が、町民の負

10月1日から11

月1日ま

10月16日から25日まで実施。 案)」に対するアンケートを

パブリック・コメント

 \Diamond ただき ま

なると思うと残念な気

併後の最初の一般選挙)議会議員の定数(合併時と合 努力が重要である。 の 治区の充実を図り、 声を行政に反映させる 地

域

津 城 相 選挙区 久 模 Щ 井 原 市 町 町 定 2 人 2 人 46 人 数

合併後50日以内に3町員は引続き在職する。 合併前の相模原市の議

4・29予定)とする。 議の残任期間 (~ H19・ る増員選挙を行い、その 任期は合併前の相模原市 のそれぞれを選挙区とす

それぞれを選挙区とし は、合併前の1市3町の 合併後最初の一般選挙